

○国立大学法人浜松医科大学契約監視委員会規程

(令和7年3月3日規程第13号)

(目的及び設置)

第1条 この規程は、国立大学法人浜松医科大学(以下「本法人」という。)における契約事務の適切な実施及び契約事務における相互牽制を確保するため、国立大学法人浜松医科大学契約監視委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(監視対象)

第2条 委員会は、本法人において契約事務規程及びその関連規則に基づき実施する収入及び支出の原因となる契約を監視対象とする。ただし、他機関の契約監視委員会等に審議を依頼している契約を除くものとする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 随意契約における随意契約事由、契約価格の妥当性
- (2) 一般競争入札等における一者応札・応募の妥当性
- (3) 一般競争入札等における契約価格の妥当性
- (4) 政府調達に関する協定への適合性
- (5) 本法人と子法人の間で締結した契約内容の妥当性
- (6) その他、委員長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 監事1名以上
- (2) 監査室長
- (3) 学長が委嘱した学外有識者1名以上
- (4) その他、学長が必要と認めた者

2 前項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じて補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員会の開催等)

第6条 委員会は、定例会として原則年1回以上開催するほか、必要に応じて臨時会を開催するものとする。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり、委員会が開催できない場合には、委員への書類の回議をもって、委員会に代えることができる。

3 委員は、自己及び配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、その審議に加わることができないものとする。

4 委員長は、特に必要と認めた場合は委員以外の者を陪席させ、意見を徴取することができる。

5 委員長は、委員会の終了後、審議結果を学長に報告するものとする。

6 委員会は、委員会の終了後、原則として議事概要を公表するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、監査室において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。